

2021年度経営計画等に関する郵便局段階における意思疎通

総務・人事部

2021年度経営計画等に関する郵便局段階における意思疎通については、下記のとおりとする。

記

1 支部段階における意思疎通

- (1) 3月19日（金）までに支部事業推進委員会を開催し、次の事項について建設的な意見交換を行うことにより、労使の共通認識の醸成を図る。
- (2) 本件意思疎通については、項番4の社員周知と同時並行で実施することを可とする。併せて、三六協定の団体交渉との同時開催も可とする。
- (3) 支部事業推進委員会の円滑な運営を図るため、次の事項について、あらかじめ支部事業推進委員会の窓口において説明する。
 - ア 支部内の2020年度営業推進状況
 - イ 本社経営計画
 - ウ 支社経営計画

2 職場段階における意思疎通

- (1) 3月30日（火）までに職場事業推進委員会を開催し、次の事項について建設的な意見交換を行う。
- (2) 本件意思疎通については、項番4の社員周知と同時並行で実施することを可とする。
- (3) 職場事業推進委員会の円滑な運営を図るため、次の事項について、あらかじめ職場事業推進委員会の窓口において説明する。
 - ア 本社経営計画
 - イ 支社経営計画
- (4) 2021年度郵便局（自局）経営計画については、上記と同様にあらかじめ職場事業推進委員会の窓口で説明した上、4月30日（金）までに職場事業推進委員会を開催し、建設的な意見交換を行う。

なお、自局の経営計画に変更があった場合は、変更点等について説明を行う。

3 部会事業推進委員会

- (1) 3月30日（火）までに部会事業推進委員会を開催し、次の事項について建設的な意見交換を行う。
- (2) 本件意思疎通については、項番4の社員周知と同時並行で実施することを可とする。
- (3) 部会事業推進委員会の円滑な運営を図るため、次の事項について、あらかじめ部会事業推進委員会の窓口において説明する。

ア 本社経営計画

イ 支社経営計画

(4) 地区連絡会及び部会取組計画については、上記と同様にあらかじめ部会事業推進委員会の窓口で説明した上、5月31日(月)までに部会事業推進委員会を開催し、建設的な意見交換を行う。

本件意思疎通についても、社員周知と同時並行で実施することを可とする。

4 社員周知

支部・職場・部会事業推進委員会と同時並行あるいは先行して実施することを可とし、3月31日(水)までに社員周知を実施

(1) 本社経営計画

(2) 支社経営計画

(3) 2021年度郵便局(自局)経営計画(単独マネジメント局に限る。)

(4) 地区連絡会取組計画(エリアマネジメント局及び単独マネジメント局の窓口機能を担う社員に限る。)

(5) 部会取組計画(エリアマネジメント局及び単独マネジメント局の窓口機能を担う社員に限る。)

※(3)、(4)、(5)については4月30日(金)までに社員周知を実施。

5 その他

2021年度経営計画等は、郵便局段階での各種取組を労使が共通認識を持って取り組んでいく必要があることから、労使間における意思疎通及び社員周知に当たっては、十分に理解・浸透が図られるよう、丁寧に対応する。